

# デジタル化とグローバル化を踏まえた 競争法のあり方 中間論点整理

2022年3月31日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
経済法規委員会競争法部会

# 検討の背景

## わが国の競争法を取り巻く環境は**急変**

- 急速なDXとデジタルプラットフォーム(DPF)の拡大
- 経済のグローバル化
- 少子高齢化による国内市場縮小
- 多様なステークホルダーに配慮した取り組みへの期待  
(GX推進、取引先とのパートナーシップ構築等)



デジタル化、グローバル化、人口減少等を踏まえた  
**競争法**のあり方について主要な論点に対する考え方を整理

# I. デジタル化に対応した競争法のあり方

- 近年、DPFが世界規模で成長。  
DPF利用者にとっての市場アクセス、利便性が格段に向上する一方、データの集積に起因して独占化・寡占化が進みやすいとの指摘や、取引慣行の透明性・公正性、プライバシー等の課題についての懸念が示されるように。

## 各国の動向

EU	具体的な禁止行為を盛り込んだデジタルサービス法（DSA） ・デジタル市場法（DMA）を検討。
米国	議会において、テック企業の自己優遇等を防止する法案を議論。
日本	2019年9月にデジタル市場競争本部・デジタル市場競争会議が発足。 共同規制を特徴とするデジタルプラットフォーム取引透明化法 （2021年2月施行、「透明化法」）の整備などが進展。 公取委もガイドライン公表、実態調査報告等のアドボカシー活動を展開。

## 1. 規制策定の基本方針

- DPF利用者の保護の観点だけでなく、イノベーション促進の観点も重視すべき。
- DPFを利用する事業者と消費者の双方の利益をバランスよく考慮することが必要。
- 規制の検討過程では、客観的なデータに基づいて日本経済の実態を正確に把握し、丁寧に問題点を洗い出したうえで、規制手法を検討することが重要。
- 公正・自由な競争条件を確保する観点から、①規制対象の範囲の明確性・適切性、②事業規模等によって規制に差異を設ける場合の合理性などを丁寧に検討すべき。

# 1. デジタル化に対応した競争法のあり方

## 2. 国際的な制度のコンバージェンス

今後さらに検討が必要。

### 積極的な意見

- 各国で同一のサービスに対して同一の懸念が生じているならば、各国で同じ規制を設けて対処すべき。
- 世界的な製品・サービスについて規制を統合的なものにする事は、規制の実効性向上、不確実性の低減、コンプライアンス・コストの低減につながる。
- グローバルなDPF事業者がEU等の規制に合わせていくことで、結果的にEU等の規制がデファクトスタンダードになると想定（GDPRと同様）。
- むしろ日本がルール形成をリードし、積極的にコンバージェンスを図るべき。

### 慎重な意見

- 国・地域によって競争環境（文化、プレイヤー等）が違う。
- EU・米国でも様々な議論がなされ、先行きが読めない。

## 3. 透明化法による共同規制

- 共同規制アプローチは、一定程度、業界の自主的な取り組みに委ねるもの。イノベーション促進の観点から、基本的には行為規制よりも望ましい手法。
- 2022年秋頃までに、透明化法に基づく初のモニタリング・レビューが行われる見通し。当面は同法の運用状況を注視し、必要に応じて直面する課題に対処すべき。

# 1. デジタル化に対応した競争法のあり方

## 4. さらなる規制の手段

### (1) ソフトローの形成（望ましくない行為の明確化）→**当面はこの手段が望ましい。**

- ビジネスモデルが絶えず変化するデジタル分野においてはグレーゾーンが多数存在。ソフトローで対処すべき。
- 公取委のアドボカシー活動は、ソフトロー形成の取り組みとして一定の評価が可能。
- まずは公取委において、デジタル分野における競争政策上の課題について従来の独禁法の解釈に基づき、どのような行為が各違反類型に該当するのかを整理して対外的に示すべき。

### (2) 既存の独禁法の枠組みによる対処（解釈の柔軟化）→**支持しない。**

- 他の全産業にも当該解釈が適用されることとなり、元々抽象的である独禁法の規定の適用範囲が一層不明確に。
  - プライバシー、個人の意思決定等の問題には対応しきれない。
- ※公取委「消費者優越ガイドライン」（2019年12月）についても、解釈の柔軟化によって独禁法の規定の適用対象を広げることが適当であったかは疑問。

### (3) デジタル分野に焦点を当てた特別法の制定→**様々な考え方があり、引き続き検討を要する。**

#### 積極的な立場

- 市場競争だけでなくプライバシー、個人の意思決定等の問題にも横断的に対処可能
- 海外では規制があっても事業者が実質的に従わない例も発生。ソフトローでは不十分。

#### 慎重な立場

- デジタル分野は環境変化が速いため、立法が追いつかない。
- ※仮に新法による規制が必要となるならば、十分かつ適切なエビデンスに基づきわが国の実態を把握したうえで、多様なステークホルダーの利益を考慮しながら検討することが不可欠。

## II. 経済のグローバル化や人口減少を踏まえた競争法のあり方

- 近年、経済のグローバル化が進み、海外の同業他社にはわが国の同業者がすべて結合しても敵わないような巨大な事業者が多数存在。
- 少子高齢化による国内市場の縮小、労働人口の減少が進むなか、わが国産業の国際競争力強化、地方の社会インフラ維持の観点から、事業者間の統合再編・連携の必要性が高まる。
- 今後は、カーボンニュートラルの実現や経済安全保障への対応のため、各業界における統合再編・連携が一層求められるように。

公取委が行う企業結合審査について、審査の体制・方法・基準の進化と、より一層の予見可能性・透明性の向上、更なる適正化・迅速化が求められる。

### 1. 審査体制の強化

- 適切・迅速な審査の実現には、審査担当者が、市場・業界・事業についての十分な知見を持ち、正しい理解に基づいて判断することが不可欠。  
公取委においては、過去の審査事例における判断基準を内部で蓄積・継承するのに加え、以下の工夫が考えられる。
  - ① 審査担当者の配属期間の長期化
  - ② 平時からの事業者との積極的な意見交換
  - ③ 事業会社における実務経験者のアドバイザーとしての登用
- 経済分析が妥当なケースでより一層活用されることで、審査の客観性・透明性が高まると期待。  
公取委の経済分析体制の強化を一層推進することが望ましい。

# II. 経済のグローバル化や人口減少を踏まえた競争法のあり方

## 2. 審査手続・調査方法の透明性の向上

### (1) 届出前相談

- 届出前相談の仕組み自体は、今後も維持したうえで、更なる改善の検討が必要。

### (2) 市場シェア

- 市場シェアは審査の一要素に過ぎない。効率性向上効果、輸入圧力などの判断要素を総合的に評価すべき。
- 国境を越えた地理的範囲の画定を柔軟に。

### (3) 需要者へのアンケート・ヒアリング調査

- 透明性向上が重要。公取委は、審査の妨げにならない範囲で、質問票・調査項目、調査結果等を当事会社にも共有することが望ましい。

### (4) 経済分析

- 公取委の経済分析について、透明性の向上が必要。
- 公取委においては、経済分析を円滑に進めるために、企業との十分なコミュニケーションを取る必要がある。
- 企業側の対応方法について指針を示すことも一案。

### (5) 問題解消措置

- ガイドラインにおける記載の充実も一案。

## 3. 事例公表のあり方

- 公取委において、過去の企業結合審査事例に関する情報公開を量的・質的に一層充実させることで、予測可能性の向上、審査の円滑化に寄与。
- 特に経済分析が実施された事案では、データ・手法や分析結果について、ある程度網羅的に情報公開し、その後の審査の予見可能性向上に役立てる必要がある。
- ただし、当事会社のセンシティブな情報が公表されないように配慮する必要がある。

# III. その他の論点

## 1. 確約手続と透明性

- 公取委においては、確約計画認定事案について、今後も可能な範囲で事案の詳細・判断内容を公開するよう努めることが望ましい。
- 近時は、公取委が改善措置の内容を検討し、問題がなければ確約手続によらずに審査を終了させる事例も。透明性の確保や判断事例の蓄積の観点からやや懸念。

## 2. 海外規制当局との関係

- 日本国内でのジョイントベンチャー設立等の際に、公取委への届出が不要でも、海外当局に届出が必要な場合も。関係国政府は、それが大きな負担になっていることを認識されたい。

## 3. サステイナブルな資本主義の実現に向けた事業者間の連携

- 脱炭素、環境への配慮といったサステイナブルな資本主義の実現に向けて、事業者間の連携がますます必要に。競争政策との関係についても掘り下げた議論が必要。
- 日本が世界のカーボンニュートラルをリードしていけるよう、海外動向等について広く知見を集めるとともに、ルール形成に向けた議論を日本において速やかに開始すべき。